

九州日本信販代行カード会員規約の一部改定について

平素は弊社クレジットカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり、九州日本信販代行カード会員規約の一部を改定いたします。

記

- 適用開始日
2025年5月1日（木）
- 改定内容

改定後	改定前
九州日本信販代行カード会員規約 第一章〔一般条項〕 (<u>2025年5月1日</u> 改定)	九州日本信販代行カード会員規約 第一章〔一般条項〕 (<u>2023年2月16日</u> 改定)
第5条（カードの利用可能枠） (削除)	第5条（カードの利用可能枠） <u>2. 前項に係らず、カードキャッシングの利用可能枠（以下「キャッシング利用可能枠」といいます。）は、会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定するものとし、その増額は、会員が要請しかつ当社がこれを承認した場合のみとします。ただし、会員のキャッシング利用残高がキャッシング利用可能枠の範囲内であっても、当社が貸金業法の規定に基づき会員単位で別に定める総キャッシング利用可能枠を超える場合は、新たにキャッシングを利用することはできないものとし、また、当社は、会員のカード利用状況若しくは支払状況又は本人会員の信用状況等に応じて必要と認めた場合はいつでも、キャッシング利用可能枠を減額（利用可能枠を0円とすることも含みます。）することができるものとし、また、会員が当社から複数のカードの貸与をされている場合、各カードのキャッシング合計利用残高は総キャッシング利用可能枠の範囲を超えないものとします。（ただし、利用状況等により総キャッシング利用可能枠を減額した場合</u>

<p><u>2. 前項</u>に係らず、支払方法が翌月 1 回払以外のカードショッピング（利用後に支払方法を翌月 1 回払よりリボルビング払に変更する場合があります。）の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規定に基づき会員単位で別に定める割賦販売ショッピング利用可能枠までとし、割賦販売ショッピング利用可能枠の増額は当社が認めた場合のみとします。会員の翌月 1 回払以外のカードショッピング利用残高が本条第 1 項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、割賦販売ショッピング利用可能枠を超える場合は、新たに翌月 1 回払以外のカードショッピングを利用することはできないものとします。なお、当社が当社若しくは他社における翌月 1 回払以外のカードショッピング利用状況、支払状況、信用状態又は割賦販売法の規定等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも割賦販売ショッピング利用可能枠を減額できるものとします。</p> <p><u>3.</u> 会員は当社が承認した場合を除き、本条<u>第 1 項、第 2 項</u>に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（本項では各利用可能枠の対象となるカード利用のことをいいます。）はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード利用した場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。</p>	<p><u>は</u>この限りではありません。）なお、当社が当社若しくは他社におけるキャッシング利用状況、信用状態又は貸金業法の規定等により必要と認めた場合は、<u>会員に通知することなく、いつでもキャッシング利用可能枠及び総キャッシング利用可能枠を減額できるものとします。</u></p> <p><u>3. 本条第 1 項</u>に係らず、支払方法が翌月 1 回払以外のカードショッピング（利用後に支払方法を翌月 1 回払よりリボルビング払に変更する場合があります。）の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規定に基づき会員単位で別に定める割賦販売ショッピング利用可能枠までとし、割賦販売ショッピング利用可能枠の増額は当社が認めた場合のみとします。会員の翌月 1 回払以外のカードショッピング利用残高が本条第 1 項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、割賦販売ショッピング利用可能枠を超える場合は、新たに翌月 1 回払以外のカードショッピングを利用することはできないものとします。なお、当社が当社若しくは他社における翌月 1 回払以外のカードショッピング利用状況、支払状況、信用状態又は割賦販売法の規定等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも割賦販売ショッピング利用可能枠を減額できるものとします。</p> <p><u>4.</u> 会員は当社が承認した場合を除き、本条<u>第 1 項から第 3 項</u>に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（本項では各利用可能枠の対象となるカード利用のことをいいます。）はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード利用した場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。</p>
<p>第 6 条（カードの機能）</p> <p>1. 会員は、カードを利用して、本カード提携先及びあらかじめ当社が指定する加盟店（以下「加盟店」といいます。）で、商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。この他会員は第 7 条に定める付帯サービスを利用することができます。</p>	<p>第 6 条（カードの機能）</p> <p>1. 会員は、カードを利用して、本カード提携先及びあらかじめ当社が指定する加盟店（以下「加盟店」といいます。）で、商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。<u>また、会員は、日本国内においてカードを利用して当社から金銭の借入れを受けること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができます。ただし、当社規定により、カードキャッシング機能を付加したカードと付加しないカードがあります。</u>この他会員は第 7 条に定める付帯サービスを利用することができます。</p>
<p>第 9 条（お支払い）</p> <p>1. カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の</p>	<p>第 9 条（お支払い）</p> <p>1. カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）<u>並びにカードキャッシングの融資金及び利息（以下</u></p>

<p>支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により毎月27日(ただし、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。</p> <p>2. 当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。</p>	<p><u>「カードキャッシングの支払金」といいます。)</u>、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により毎月27日(ただし、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。</p> <p>2. <u>会員がカードキャッシングの支払金を支払った場合で会員から領収書発行の請求があった場合、その他</u>当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。</p>
<p>第12条 (カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認)</p> <p>1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。ただし、支払いを2回以上に分割し、かつ口座振替により支払う場合、2回目以降の支払いで前回請求金額が同額となるときは、当回分のカードご利用代金明細書は送付しないものとします。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。</p>	<p>第12条 (カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認)</p> <p>1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピング<u>及びカードキャッシング</u>の支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。ただし、支払いを2回以上に分割し、かつ口座振替により支払う場合、2回目以降の支払いで前回請求金額が同額となるときは、当回分のカードご利用代金明細書は送付しないものとします。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。</p>
<p>第13条 (費用・公租公課等の負担)</p> <p>2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、<u>当社所定の手数料</u>を別に支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、<u>当社所定の手数料</u>を別に支払うものとします。</p>	<p>第13条 (費用・公租公課等の負担)</p> <p>2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、<u>振込用紙送付手数料として送付回数1回につき550円(税込)以内で当社の定める金額を、別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息(みなし利息を含む)、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</u></p> <p>3. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、<u>訪問集金費用として訪問回数1回につき、2,200円(税込)</u>を別に支払うものとします。<u>ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該費用を負担することにより、利息(みなし利息を含む)、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</u></p>

<p>4. 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用として<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとしますが、<u>その手数料を超える費用を要した場合はその費用を支払うものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>6. カード利用又は本規約若しくは本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課は会員の負担とし、公租公課（消費税等を含む）が変更される場合には当該増額部分は会員の負担するものとします。</p> <p>7. 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとします。</p> <p>8. カードご利用代金明細書は、電磁的方法又は封書の郵送による方法にて会員に通知します。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（口座振替の登録が完了していない場合等を含む）は、カードご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、郵送されるカードご利用代金明細書の請求内容に法令に基づき当社が書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合、また、当社の都合により、電磁的方法による通知ができない場合は当該発行手数料は無料とします。</p>	<p>4. 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用（<u>550円（税込）以内で当社の定める金額としますが、550円（税込）を超える費用を要した場合はその費用</u>）を支払うものとします。ただし、<u>カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該超過費用を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</u></p> <p>6. 会員は、会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、<u>当社所定の書面再発行手数料として1書面につき、550円（税込）を支払うものとします。</u></p> <p>7. 会員がカードキャッシング利用のために当社と提携する金融機関等の現金自動預払機（ATM）等を利用したときの利用料として、<u>利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込）を会員は支払うものとします。</u></p> <p>8. カード利用又は本規約若しくは本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課は会員の負担とし、公租公課（消費税等を含む）が変更される場合には当該増額部分は会員の負担するものとします。</p> <p>9. 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、<u>当社所定のカード再発行手数料としてカード1枚につき、550円（税込）</u>を支払うものとします。</p> <p>10. カードご利用代金明細書は、電磁的方法又は封書の郵送による方法にて会員に通知します。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（口座振替の登録が完了していない場合等を含む）は、カードご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、郵送されるカードご利用代金明細書の請求内容に法令に基づき当社が書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合、また、当社の都合により、電磁的方法による通知ができない場合は当該発行手数料は無料とします。<u>さらに、カードキャッシングの支払いの場合、会員が当該費用を負担することにより、利息（みなし利息）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。</u></p>
<p>第14条（カードの紛失・盗難等）</p>	<p>第14条（カードの紛失・盗難等）</p>

<p>5. カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合第13条第7項に則り、会員は<u>当社所定の手数料を支払うものとします。</u></p>	<p>5. カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合第13条第9項に則り、会員は<u>再発行手数料を負担していただくことがあります。</u></p>																								
<p>第15条 (退会・会員資格の取消及びカードの使用停止・返却)</p>	<p>第15条 (退会・会員資格の取消及びカードの使用停止・返却)</p>																								
<p>2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(6) 長期間にわたりカードの利用がなく、当社所定の基準による期間を経過した場合。</p> <p>(削除)</p> <p>(7) その他当社が会員として不適格と判断した場合。</p>	<p>2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。<u>この場合、当社は当社と提携する金融機関等の現金自動預払機(ATM)等を通じてカードの回収を行うことができます。</u></p> <p><u>(6) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明書類の徴求依頼を拒否した場合。</u></p> <p><u>(7) 会員のカードキャッシング利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、年間の給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。</u></p> <p>(8) その他当社が会員として不適格と判断した場合。</p>																								
<p>第17条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員は、翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、未払債務全額について、<u>当然に期限の利益を失い、直ちに支払うものとします。</u></p>	<p>第17条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が、<u>カードキャッシングの支払金又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、カードキャッシングの未払債務全額及び翌月1回払のカードショッピングの未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払っていただきます。ただし、カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。</u></p>																								
<p>第二章 [カードショッピング条項]</p>	<p>第二章 [カードショッピング条項]</p>																								
<p>第24条 (カードショッピングの支払金の支払方法)</p> <p>3. 会員が1回払、分割払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合</p> <p>(1) 支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。</p>	<p>第24条 (カードショッピングの支払金の支払方法)</p> <p>3. 会員が1回払、分割払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合</p> <p>(1) 支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>支払回数 (支払期間)</td> <td>1回 (1ヵ月)</td> <td>2回 (2ヵ月)</td> <td>3回 (3ヵ月)</td> <td>5回 (5ヵ月)</td> <td>6回 (6ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>実質年率(%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>14.71</u></td> <td><u>16.26</u></td> <td><u>16.68</u></td> </tr> </table>	支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)	実質年率(%)	0	0	<u>14.71</u>	<u>16.26</u>	<u>16.68</u>	<table border="1"> <tr> <td>支払回数 (支払期間)</td> <td>1回 (1ヵ月)</td> <td>2回 (2ヵ月)</td> <td>3回 (3ヵ月)</td> <td>5回 (5ヵ月)</td> <td>6回 (6ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>実質年率(%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>12.20</u></td> <td><u>13.50</u></td> <td><u>13.86</u></td> </tr> </table>	支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)	実質年率(%)	0	0	<u>12.20</u>	<u>13.50</u>	<u>13.86</u>
支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)																				
実質年率(%)	0	0	<u>14.71</u>	<u>16.26</u>	<u>16.68</u>																				
支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)																				
実質年率(%)	0	0	<u>12.20</u>	<u>13.50</u>	<u>13.86</u>																				

利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	0	0	<u>2.46</u>	<u>4.10</u>	<u>4.92</u>	利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	0	0	<u>2.04</u>	<u>3.40</u>	<u>4.08</u>
支払回数(支払期間)	10回(10ヵ月)	12回(12ヵ月)	15回(15ヵ月)	18回(18ヵ月)	20回(20ヵ月)	支払回数(支払期間)	10回(10ヵ月)	12回(12ヵ月)	15回(15ヵ月)	18回(18ヵ月)	20回(20ヵ月)
実質年率(%)	<u>17.52</u>	<u>17.70</u>	<u>17.84</u>	<u>17.90</u>	<u>17.91</u>	実質年率(%)	<u>14.57</u>	<u>14.74</u>	<u>14.87</u>	<u>14.94</u>	<u>14.96</u>
利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>8.20</u>	<u>9.84</u>	<u>12.30</u>	<u>14.76</u>	<u>16.40</u>	利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>6.80</u>	<u>8.16</u>	<u>10.20</u>	<u>12.24</u>	<u>13.60</u>
支払回数(支払期間)	24回(24ヵ月)	30回(30ヵ月)	36回(36ヵ月)			支払回数(支払期間)	24回(24ヵ月)	30回(30ヵ月)	36回(36ヵ月)		
実質年率(%)	<u>17.89</u>	<u>17.79</u>	<u>17.65</u>			実質年率(%)	<u>14.96</u>	<u>14.91</u>	<u>14.82</u>		
利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>19.68</u>	<u>24.60</u>	<u>29.52</u>			利用代金100円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>16.32</u>	<u>20.40</u>	<u>24.48</u>		
※ボーナス併用分割払の実質年率は、上記と異なる場合があります。 ※上記の料率と異なるカードがございます。						※ボーナス併用分割払の実質年率は、上記と異なる場合があります。 ※上記の料率と異なるカードがございます。					
<p>(2) 分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。</p> <p>(例) 利用代金 10万円、10回払の場合</p> <p>◎ 手数料 100,000円×(8.2円/100円) = <u>8,200円</u></p> <p>◎ 支払金合計 100,000円 + <u>8,200円</u> = <u>108,200円</u></p> <p>◎ 月々の支払金 <u>108,200円</u> ÷ 10回 = <u>10,820円</u></p>						<p>(2) 分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。</p> <p>(例) 利用代金 10万円、10回払の場合</p> <p>◎ 手数料 100,000円×(6.8円/100円) = <u>6,800円</u></p> <p>◎ 支払金合計 100,000円 + <u>6,800円</u> = <u>106,800円</u></p> <p>◎ 月々の支払金 <u>106,800円</u> ÷ 10回 = <u>10,680円</u></p>					
5. 会員がリボルビング払を指定した場合						5. 会員がリボルビング払を指定した場合					

(1) 会員がリボルビング払を選択した場合には、毎月締切日のリボルビング払残高（以下、「リボ残高」といいます。）に対して実質年率18.0%を乗じて日割計算（1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）により算出した手数料額を所定の支払金額に含めた額（以下、「弁済金」といいます。）を当社に支払うものとします。このとき初回分のリボルビング払手数料は、利用日の翌日から初回約定支払日までの日数としますが、その日数は最長1ヶ月間とします。また2回目以降のリボルビング払手数料は前月の約定支払日の翌日から当月約定支払日までの日割計算により支払うものとします。

(2) 会員は、あらかじめ、リボルビング払の支払方式につき、元利定額残高スライド方式か元利定額方式（会員が当社所定の方法により弁済金の額を指定するものとしますが、リボ残高が一定の額を超えた場合には自動的に弁済金の額が増額されます。以下、同じ。）を選択するものとします。会員が支払方式を選択しなかった場合あるいは不明な場合は「元利定額残高スライド方式」を選択したものと見做しますが、会員から当社指定の方法による支払方式変更の申出があり当社がそれを認めた場合、希望の支払方式に変更できるものとします。

(3) 会員が元利定額残高スライド方式を選択する場合、下記表に定めるとおり、リボ残高に応じて決まった額の弁済金を支払うものとします。なお、残元金に手数料を加算した額が所定の弁済金に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額を支払うものとします。

締切日のリボ残高	月々の弁済金
100,000円以下	5,000円
100,001～200,000円	10,000円
200,001～300,000円	15,000円
300,001～400,000円	20,000円
400,001～500,000円	25,000円
500,001～600,000円	30,000円

締切日のリボ残高が60万円を超えたときの弁済金は、表と同様にリボ残高が10万円増えるごとに5,000円ずつ加算されるものとします。なお、会員は事前

(1) 会員がリボルビング払を選択した場合には、毎月締切日のリボルビング払残高（以下、「リボ残高」といいます。）に対して実質年率15.0%を乗じて日割計算（1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）により算出した手数料額を所定の支払金額に含めた額（以下、「弁済金」といいます。）を当社に支払うものとします。このとき初回分のリボルビング払手数料は、利用日の翌日から初回約定支払日までの日数としますが、その日数は最長1ヶ月間とします。また2回目以降のリボルビング払手数料は前月の約定支払日の翌日から当月約定支払日までの日割計算により支払うものとします。

(2) 会員は、あらかじめ、リボルビング払の支払方式につき、元利定額残高スライド方式か元利定額方式（会員が当社所定の方法により弁済金の額を指定するものとしますが、リボ残高が一定の額を超えた場合には自動的に弁済金の額が増額されます。以下、同じ。）を選択するものとします。会員が支払方式を選択しなかった場合あるいは不明な場合は「元利定額残高スライド方式」を選択したものと見做しますが、会員から当社指定の方法による支払方式変更の申出があり当社がそれを認めた場合、希望の支払方式に変更できるものとします。

(3) 会員が元利定額残高スライド方式を選択する場合、下記表に定めるとおり、リボ残高に応じて決まった額の弁済金を支払うものとします。なお、残元金に手数料を加算した額が所定の弁済金に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額を支払うものとします。

締切日のリボ残高	月々の弁済金
100,000円以下	5,000円
100,001～200,000円	10,000円
200,001～300,000円	15,000円
300,001～400,000円	20,000円
400,001～500,000円	25,000円
500,001～600,000円	30,000円

締切日のリボ残高が60万円を超えたときの弁済金は、表と同様にリボ残高が10万円増えるごとに5,000円ずつ加算されるものとします。なお、会員は事前

に当社へ申出ることにより、弁済金を5,000円単位で増額できるものとします。

(例) 9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日 (10月27日)

弁 済 金 5,000円

手 数 料 $100,000円 \times 18.0\% \times 30日 \div 365 = 1,479円$

元金充当額 $5,000円 - 1,479円 = 3,521円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 3,521円 = 96,479円$

■第2回目約定支払日 (11月27日)

弁 済 金 5,000円

手 数 料 $96,479円 \times 18.0\% \times 31日 \div 365 = 1,474円$

元金充当額 $5,000円 - 1,474円 = 3,526円$

弁済後ご利用リボ残高

$96,479円 - 3,526円 = 92,953円$

(4) 会員が元利定額方式を選択する場合、会員は当社所定の方法により月々の弁済金の額をあらかじめ指定するものとします。会員が指定できる弁済金の額は、リボ残高に応じた下記表の最低指定金額以上の金額で、かつ1万円単位で指定した金額(上限10万円)とします。

締切日のリボ残高	50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超
最低指定金額	10,000円	20,000円	30,000円

なお、リボ残高が増加し、会員の指定した弁済金の金額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額を下回った場合、会員に告知することなく自動的に

に当社へ申出ることにより、弁済金を5,000円単位で増額できるものとします。

(例) 9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日 (10月27日)

弁 済 金 5,000円

手 数 料 $100,000円 \times 15.0\% \times 30日 \div 365 = 1,232円$

元金充当額 $5,000円 - 1,232円 = 3,768円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 3,768円 = 96,232円$

■第2回目約定支払日 (11月27日)

弁 済 金 5,000円

手 数 料 $96,232円 \times 15.0\% \times 31日 \div 365 = 1,225円$

元金充当額 $5,000円 - 1,225円 = 3,775円$

弁済後ご利用リボ残高

$96,232円 - 3,775円 = 92,457円$

(4) 会員が元利定額方式を選択する場合、会員は当社所定の方法により月々の弁済金の額をあらかじめ指定するものとします。会員が指定できる弁済金の額は、リボ残高に応じた下記表の最低指定金額以上の金額で、かつ1万円単位で指定した金額(上限10万円)とします。

締切日のリボ残高	50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超
最低指定金額	10,000円	20,000円	30,000円

なお、リボ残高が増加し、会員の指定した弁済金の金額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額を下回った場合、会員に告知することなく自動的に

に、弁済金の額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額に変更されま
す（例：元利定額方式で弁済金の額を10,000円で登録している会員について、
締切日のリボ残高が50万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は20,000円
となり、同じく100万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は30,000円とな
ります。）。ただし、その後締切日時点でのリボ残高が50万円あるいは100万
円以下に減少した場合であっても自動的に金額の変更はいたしません。その場
合、会員の申出があり当社がそれを認めた場合、これを変更できるものとしま
す。

また、カードの利用状況に応じて、当社が、残高及び弁済金が会員の指定金
額に適応しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、
会員の指定金額を変更する場合があります。なお、残元金に手数料を加算した
額が所定の弁済金の額に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額
を支払うものとします。

（例）9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

（指定金額 20,000円）

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日（10月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $100,000円 \times 18.0\% \times 30日 \div 365 = 1,479円$

（円未満切捨）

元金充当額 $20,000円 - 1,479円 = 18,521円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 18,521円 = 81,479円$

■第2回目約定支払日（11月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $81,479円 \times 18.0\% \times 31日 \div 365 = 1,245円$

元金充当額 $20,000円 - 1,245円 = 18,755円$

弁済後ご利用リボ残高

に、弁済金の額が締切日のリボ残高に対応する上記最低指定金額に変更されま
す（例：元利定額方式で弁済金の額を10,000円で登録している会員について、
締切日のリボ残高が50万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は20,000円
となり、同じく100万円を超えた場合には自動的に弁済金の額は30,000円とな
ります。）。ただし、その後締切日時点でのリボ残高が50万円あるいは100万
円以下に減少した場合であっても自動的に金額の変更はいたしません。その場
合、会員の申出があり当社がそれを認めた場合、これを変更できるものとしま
す。

また、カードの利用状況に応じて、当社が、残高及び弁済金が会員の指定金
額に適応しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、
会員の指定金額を変更する場合があります。なお、残元金に手数料を加算した
額が所定の弁済金の額に満たない場合には残元金全額に手数料を加算した額
を支払うものとします。

（例）9月27日に100,000円のショッピングを利用した場合

（指定金額 20,000円）

初回約定支払日 10月27日

利用金額 100,000円

■初回約定支払日（10月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $100,000円 \times 15.0\% \times 30日 \div 365 = 1,232円$

（円未満切捨）

元金充当額 $20,000円 - 1,232円 = 18,768円$

弁済後ご利用リボ残高

$100,000円 - 18,768円 = 81,232円$

■第2回目約定支払日（11月27日）

弁 済 金 20,000円

手 数 料 $81,232円 \times 15.0\% \times 31日 \div 365 = 1,034円$

元金充当額 $20,000円 - 1,034円 = 18,966円$

弁済後ご利用リボ残高

81,479円－18,755円＝62,724円

81,232円－18,966円＝62,266円

第三章 [カードキャッシング条項] (第33条～第38条) 削除

第三章 [カードキャッシング条項]

本章はキャッシング機能があるカードのみ適用いたします。

第33条 (カードキャッシング利用時及び支払い時の書面交付)

1. 会員は、本契約に基づくカードキャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第17条第1項及び第18条第1項の書面交付に代えて、当社が毎月11日から翌月10日までの貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付け及び弁済の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ同意するものとします。

2. 会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。

[当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関]

名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

第34条 (カードキャッシングの利用方法)

会員は、当社の定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。

1.

(1) 当社と提携する金融機関等の現金自動預払機(ATM)等にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。

(2) 当社の指定する窓口でカードを提示し、所定の申込手続きをする方法。

(3) 当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申込みをする方法。

(4) その他当社所定の方法。

2. カードキャッシングは、当社が認めた会員のみが、そのサービスを受けることができるものとします。

第35条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)

1. カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日にカードキャッシングの支払金を当社にお支払いいただきます。

2.

(1) カードキャッシングによる融資金は原則として1万円単位とし、支払方法は1回払、リボルビング払のうち会員が利用の際に指定した方法によります。

(2) 当社と提携する金融機関等の現金自動預払機(ATM)等を使用した場合、当該金融機関等所定の使用料は当社を通じて会員に請求するものとし、カードキャッシングの支払金とあわせてお支払いいただきます。また、振込にて融資を行う場合は、当社が金融機関に振込手続きを行った日をご利用日とし、第9条に定める指定口座に振込むものとし、

3.

(1) 1回払の場合は、利息の実質年率は当社所定の利率を適用するもの(1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。)とし、ご利用日の翌日から約定支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

(2) リボルビング払の場合は、利息の実質年率は当社所定の利率を適用するものとし、元利金の返済方法は元利定額残高スライド方式とします。ご利用後初回の支払金のご利用日の翌日から初回約定支払日までの期間の利息を、第2回以降支払金は支払月前月の約定支払日の翌日から支払月当月の約定支払日までの利息を、それぞれ月々の支払金に含むものとし、

4. リボルビング払の月々の支払金は、元利定額残高スライド方式(下表)に定める金額とします。

元利定額残高スライド方式（カードキャッシング・リボルビング払）

<u>リボルビング払の締切日残高</u>	<u>月々の支払金</u>
<u>100,000円以下</u>	<u>5,000円</u>
<u>100,001円～200,000円</u>	<u>10,000円</u>
<u>200,001円～300,000円</u>	<u>15,000円</u>
<u>300,001円～400,000円</u>	<u>20,000円</u>
<u>400,001円～500,000円</u>	<u>25,000円</u>
<u>500,001円～600,000円</u>	<u>30,000円</u>

リボルビング払の締切日残高が60万円を超えたときの支払金は、表と同様に締切日残高が10万円増えるごとに5,000円ずつ加算されるものとします。なお、本人会員は事前に当社へ申出ることにより、支払金を5,000円単位で増額できるものとします。

〈リボルビング払のお支払例：実質年率18.0%の場合〉

◎ 4月10日に3万円のご利用をされた場合(1年365日の場合)

<u>支払回数</u>	<u>約定支払日</u>	<u>お支払金(内手数料)</u>
<u>第1回</u>	<u>5月27日</u>	<u>5,000円 (695円)</u>
<u>第2回</u>	<u>6月27日</u>	<u>5,000円 (392円)</u>
<u>第3回</u>	<u>7月27日</u>	<u>5,000円 (311円)</u>
<u>第4回</u>	<u>8月27日</u>	<u>5,000円 (250円)</u>
<u>第5回</u>	<u>9月27日</u>	<u>5,000円 (178円)</u>
<u>第6回</u>	<u>10月27日</u>	<u>5,000円 (100円)</u>
<u>第7回</u>	<u>11月27日</u>	<u>1,955円 (29円)</u>
<u>合 計</u>		<u>31,955円 (1,955円)</u>

◎ 4月10日に5万円のご利用をされた場合

支払期間：20XX年5月27日～20XX+1年4月27日

支払回数：12回

◎ 4月10日に10万円のご利用をされた場合

支払期間：20XX年5月27日～20XX+2年5月27日

支払回数：25回

◎ 4月10日に20万円のご利用をされた場合

支払期間：20XX年5月27日～20XX+3年5月27日

支払回数：37回

※休日は考慮しておりません。

5. 当社が会員に交付する貸金業法第17条第1項に基づく書面又は貸金業法第17条第6項に基づく書面（電磁的方法によるものを含みます。）に記載される返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動することがあります。

6. 第12条第2項の規定により、会員が請求書記載の残高を承認したものとみなされた場合には、会員は当該通知書発行日の前月末日に当社より当該通知書記載のカードキャッシングの利用残高の全額をカードキャッシングにより借入れたものとみなされても異議がないものとします。

7. 会員は、利率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、当社が利率を変更する旨及び変更後の利率の内容並びにその効力発生時期を当社のホームページにおいて公表する他、必要があるときはその相当な方法で会員に周知して利率を変更することができるものとし、この場合において当社が指定したときは、効力発生時期におけるカードキャッシングの利用残高の全額に対しても、変更後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

8. カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超える部分について支払う義務はありません。

	<p><u>第36条（早期完済の場合の特約）</u> <u>会員が約定支払期間の途中でカードキャッシングの支払金の残金全額を一括して支払うときは、当社所定の方法によりお支払いいただけます。</u></p>
	<p><u>第37条（遅延損害金）</u> <u>会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から約定支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの残高（元本分）に対し、年20.0%（1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。）を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>第38条（収入証明書等について）</u> <u>当社は、本人会員に対し、カードキャッシングの利用状況により、当社が必要と認めた場合には、本人会員の支払能力調査のために、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・年金通知書等のいずれかの写しの提出及び収入の聞き取り調査等を求めることができ、本人会員はこれに応じるものとします。</u></p>

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。